

岡崎市徳川家康公顕彰推進協議会後援名義の使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市徳川家康公顕彰推進協議会(以下「協議会」という。)が、岡崎の歴史・文化・魅力の向上や発信、徳川家康公の顕彰を始め、協議会の目的に賛同する者が行う地域経済の活性化に繋がる事業の後援を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 各種大会、講演会、講習会、展覧会その他の催しをいう。
- (2) 後援 協議会が事業の企画及び実施に直接参画しないが、事業の趣旨に賛同し名義の使用を承認することによって、その開催を援助することをいう。

(名義)

第3条 協議会が後援を行う場合の名義は、「岡崎市徳川家康公顕彰推進協議会」とする。

(承認の基準)

第4条 会長は、次の各号のいずれにも該当する事業に対して後援を承認することができる。

- (1) 事業の目的及び内容が明確であり、市民機運の醸成、歴史文化の向上又は推進に資するものであること。
- (2) 主催者の所在が明確で、事務遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (3) 事業への参加の機会が一般市民に開放されること。
- (4) 原則として市内で開催されるものであること。ただし、会長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援の承認を行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの
- (3) 特定の政治団体又は宗教団体若しくは宗派を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
- (4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) その他後援名義の使用の承認を行うことが適当でないもの

(申請の手続)

第5条 協議会の後援を受けようとする者(以下「主催者」という。)は、当該事業開催日の30日前までに後援名義使用承認申請書(様式第1号)に次に定める書類を

添付し、会長に提出しなければならない。ただし、会長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業の目的及び内容を明確に確認できる書類
- (2) 規約、定款、沿革、名簿等、主催者の概要を明らかにすることができる書類
- (3) 事業に係る収支予算書等、収入となる金銭の徴収目的が適正かつ明確で、営利又は商業宣伝の意図がないことを確認できる書類
- (4) 過去に後援の承認を受けたことがある行事と概ね同様の目的、内容等で開催される行事にあっては、過去の行事の概要がわかるもの

(承認の決定)

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めるときは、14日以内に決定し、後援名義使用承認書(様式第2号)を通知するものとする。この場合において、会長が必要と認めるときは、必要に応じて条件を付すことができる。

(事業内容の変更等)

第7条 主催者は、後援の承認を受けた事業の内容に変更があった場合は、速やかに変更届(様式第3号)に第5条各号に掲げる書類のうち変更後のものを添えて速やかに会長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第8条 会長は、後援を承認した事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。
- (2) 第4条第1項各号の規定に違反することが判明したとき。
- (3) 第4条第2項各号の規定に該当することが判明したとき。
- (4) その他会長が取り消す必要があると認めるとき。

2 事業実施後において第4条第2項の規定に該当することが判明した場合は、今後、その団体の事業に対する後援を行わないものとする。

(実績報告)

第9条 後援の承認を受けた者は、事業が終了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、事業実績報告書を提出しない団体が新たに主催する事業については、当該事業実績報告書の提出を受けるまでの間は後援名義使用申請書を受け付けないものとする。ただし、会長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月19日から施行する。